

特定教育・保育施設等の利用者負担軽減措置の拡充について

1 趣 旨

幼児教育の段階的無償化に向けた取組みとして、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）等の改正が行われたことに伴い、特定教育・保育施設等の利用者のうち、年収約360万円未満相当の多子世帯及びひとり親世帯等に対する負担軽減措置を拡充する。

2 拡充内容

(1) 多子世帯

現 行	区 分	多子世帯	
	多子算定 対象	幼稚園・こども園短時間	小学校3年生以下
		保育所等・こども園長時間	小学校就学前
軽減内容	第2子半額 第3子以降無料		



拡 充 後	区 分	年収約360万円未満相当世帯	左記以外の多子世帯
	多子算定 対象	算定対象年齢の上限撤廃	現行どおり
	軽減内容	現行どおり	現行どおり

(2) ひとり親世帯等

現 行	区 分	ひとり親世帯等	
	多子算定 対象	幼稚園・こども園短時間	小学校3年生以下
		保育所等・こども園長時間	小学校就学前
軽減内容	第2子半額 第3子以降無料		



拡 充 後	区 分	年収約360万円未満相当世帯	左記以外のひとり親世帯等
	多子算定 対象	算定対象年齢の上限撤廃	現行どおり
	軽減内容	第1子半額 第2子以降無料	現行どおり

3 保育料算定方法

入園申込書等により要件を確認し、保育料を算定する。入園申込書等により確認できない場合は、保護者の減額免除申請に基づき保育料を再算定する。

4 適用年月日

平成28年4月1日